

保護者様

富岡市立妙義中学校  
校長 須藤 和明

出席停止について

あなたのお子さまは、出席停止となりました。それは、今回感染した疾病が学校保健安全法施行規則により、「学校で予防すべき感染症」と指定されているためです。出席停止の期間の基準は、下記のとおりです。なお、登校するときは、治癒証明書が必要となりますので、医師に記入していただいて学校へ提出してください。

記

	学校において予防すべき感染症	出席停止の期間の基準	
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルス) 鳥インフルエンザ (H5N1) および (H7N9)	治癒するまで。	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。	たときはこのかぎりではない。医師が感染のおそれがないと認め
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	
	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで。	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。	
	風疹	発疹が消失するまで。	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで。	
	結核	医師が伝染のおそれがないと認めるまで。	
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師が伝染のおそれがないと認めるまで。	

き り と り せ ん

治 癒 証 明 書

学校名 富岡市立妙義中学校

年 組 氏名

病名 ( )

月 日より上記の疾病のため出席停止となっていましたが、他に感染のおそれなくなったので 月 日より出席してよいと認めます。

平成 年 月 日

医師名

印